

給水サービスを提供する水道事業者は、施設の整備、管理体制の改善、技術の向上に対して常に積極的に取り組む必要がある。また、水道事業者は、対価を受けて給水サービスを提供する観点から、それぞれの地域の実態に即して望ましい給水サービスの水準と負担の在り方を需要者である国民との対話を通じて設定し、自らの意志と不断の努力で需要者の高い満足度を得ることが必要である。また、全国民がどこでも水道による給水サービスを受けられるよう、専用水道、貯水槽水道等の自家用水道の設置者にも利用者の視点に立った適正な管理を実現することが求められる。

国、都道府県及び市町村は、分担して水道事業者や自家用水道の設置者に対する必要な規制や監督、助言等を行い、より高い給水サービス水準への誘導を行う。また、水道事業者・施設間の広域的な連携、関係する民間部門との連携、他分野との連携による質的向上策を積極的に推進する。

我が国の民間部門は、我が国の水道の発展とともに成長し、高いレベルの技術水準にあるものであり、水道事業体における技術者不足や財政基盤の危機に対し、特定分野の専門家として、水道事業者・設置者とのより一層の連携のもとに、性能・品質のよい資機材や装置の提供、現場ニーズに即した新しい技術やシステムの開発、水道事業者の委託に対する高いレベルの施工・運転・維持管理の提供、基盤強化のための方策の提案等、従前にも増して重要な役割を果たすこと必要である。

需要者である国民は、給水サービスの価値に常に関心を払い、受益者として応分の負担を行うとともに給水サービス水準の決定に自らが積極的に参加する。また、供給される水道水の利用を通じて、地域の健全な水循環の構築、世界の水環境の改善に関心をもち、水環境の保全に積極的に貢献する。

8. スケジュール

施策群毎のスケジュールを別紙2に示す。

本ビジョンの目標年度（平成25年度）に向けて、段階的かつ着実な施策目標の達成を図る。

短期的には、直ちに行うべき方策の着手・実施を図るものとし、国においては必要な制度の見直しを行うとともに、調査研究、技術開発、モデル事業の実施等を積極的に進め、目標達成への軌道に乗せる。

中長期的には、必要な見直しを行いつつ、目標達成に向けた努力を傾注し、各施策目標の早期達成を図る。